

## 成年後見制度について 2

前回は成年後見制度の概要についてお伝えしましたが、今回は、成年後見制度のうち、任意後見制度の概要につき、お伝えします。

### ○任意後見制度とは

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

### ○任意後見制度の手順

①本人が十分な判断能力があるうちに、信頼できる人（家族、友人、弁護士、司法書士等の専門家）と任意後見契約を締結します。

※任意後見契約は、公証人が作成し、東京法務局にその旨が登記されます。

②本人の判断能力が減退してきたら、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てします。

※家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。

③任意後見人が任意後見契約で定められた仕事（本人の財産管理や身上監護に関する事務）を行います。

※家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人の事務を定期的に監督します。

### ○任意後見契約公正証書の作成に必要な費用（公証人への費用）

①公正証書作成の基本手数料 11,000円

②登記嘱託手数料 1,400円

③登記所に納付する印紙代 2,600円

- ④その他
- ・ 登記嘱託書郵送用の切手代
  - ・ 本人らに交付する正本、謄本の証書代
  - ・ 契約書の枚数によっては、超過枚数代
  - ・ いわゆる移行型の場合の委任契約を同時に公正証書とする場合は、別途基本手数料

(平成24年9月)